

(19)日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11)特許出願公開番号

特開2003 - 70733

(P2003 - 70733A)

(43)公開日 平成15年3月11日(2003.3.11)

(51) Int.Cl. ⁷	識別記号	F I	テ-マ-ト* (参考)
A 6 1 B 1/04	370	A 6 1 B 1/04	370 4 C 0 6 1
A 6 1 G 12/00		A 6 1 G 12/00	L 4 C 3 4 1
G 0 6 F 17/60	126	G 0 6 F 17/60	126 K 5 B 0 5 0
		126 Q	
G 0 6 T 1/00	200	G 0 6 T 1/00	200 B
審査請求 未請求 請求項の数 10 L (全 7 数)			

(21)出願番号 特願2001 - 264856(P2001 - 264856)

(22)出願日 平成13年8月31日(2001.8.31)

(71)出願人 000000376

オリンパス光学工業株式会社

東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号

(72)発明者 内久保 明伸

東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オリン

パス光学工業株式会社内

(74)代理人 100076233

弁理士 伊藤 進

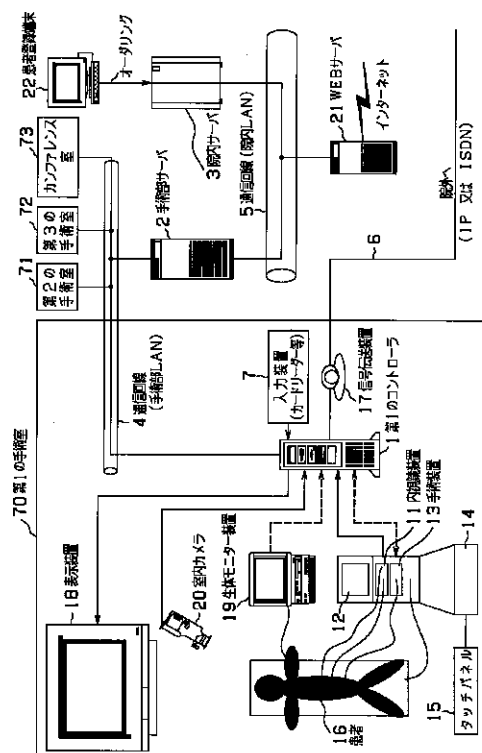
最終頁に続く

(54)【発明の名称】 医療情報処理システム

(57)【要約】

【課題】医療処置情報の集積を自動的に行うことにより、蓄積にかかる時間を削減するとともに、誤りのないカルテ管理業務を実現し、特に患者取り違えを未然に防止する医療情報処理システムを提供すること。

【解決手段】複数の手術室等にそれぞれ設置してある複数のコントローラのうち第1の手術室70内の第1のコントローラ1は、患者ごとのカルテ情報を蓄積している院内サーバ3から読み出した患者16を特定する情報と、入力装置7から入力された患者情報とを照合し、且つ、他の手術室71又は72の他のコントローラで患者16と同一の患者を特定する情報が検出されていないことを確認できた場合に、前記の照合で一致した患者に関連したカルテ情報を院内サーバ3から読み出し、他の手術室71又は72のコントローラで患者16と同一の患者情報が検出された場合は院内サーバ3からのカルテ情報の読み出しを行わないようにした。



【特許請求の範囲】

【請求項 1】 患者の体腔内等の被検部位を観察し内視鏡画像情報を得る内視鏡装置と、前記患者に医療処置を施す手術装置と、前記患者に係わる患者情報を入力する入力手段とのうち少なくとも一部の複数の装置で得られる情報を含むカルテ情報を生成する医療情報処理システムにおいて、
前記患者に接触して利用される前記内視鏡装置及び手術装置を含む医療機器からの情報を収集する第 1 のコントローラと、
前記第 1 のコントローラに接続され、患者を特定する情報を入力する前記入力手段と、
患者を特定する情報及びカルテ情報を蓄積する患者情報蓄積手段と、
患者に接触して利用される前記医療機器と同様の医療機器からの情報を収集する前記第 1 のコントローラとは別の医療区域に夫々設けられた少なくとも 1 つの他のコントローラと、
前記第 1 のコントローラと前記他のコントローラと前記患者情報蓄積手段とを接続する通信手段とを有し、
前記第 1 のコントローラは、前記患者情報蓄積手段から読み出した患者を特定する情報と、前記入力手段から入力された患者を特定する情報とを照合し、且つ、前記他のコントローラで前記患者と同一の患者を特定する情報が検出されていないことを確認できた場合に、前記照合で一致した患者に関連したカルテ情報を前記患者情報蓄積手段から読み出すことを特徴とする医療情報処理システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、医療処置情報が記載されるカルテを生成する機能を有する医療情報処理システムに関する。

【0002】

【従来の技術】近年、医療機関等において、患者に対する医療処置情報や内視鏡検査で得られた内視鏡画像データ等の情報を入力し、電子的にカルテを生成することができる医療情報処理システムが利用されている。

【0003】例えば、特願平 10 - 203867 号では、画面に表示される操作案内に従って、逐一操作者が、医療処置情報を画面入力したり、内視鏡装置から内視鏡画像データを取り込んだり、入力された情報を編集することで、カルテを生成できる手段が示されている。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】しかしながら、例えば特願平 10 - 203867 号等々に示されるような従来の技術では、患者の医療処置情報を画面入力する手間や、内視鏡画像を取り込む手間が逐一発生し、また、内視鏡以外の例えば電気メス装置、気腹装置、超音波手術装置等の手術装置を術者が操作した際の操作情報やこれらの

手術装置で得られた測定情報等の手術装置情報をこれらの手術装置から取り込む手段が示されていないので、これらの手術装置情報を画面入力するため手間が発生する等して、様々な医療処置情報を収集蓄積する作業に時間を要し、日々のカルテ作成業務に多大な時間が費やされている。

【0005】一方で、病院内のカルテの電子化は進んでいるが、手術室での手術情報の電子化は遅れている。

【0006】院内の医療情報処理システムの患者情報をオンラインで参照するには手術室側で患者を特定する情報（氏名、ID など）の入力が不可欠である。しかしながら、人為的なミスで複数の手術室等の医療区域で手術を受ける患者同士の取り違えが発生することも考えられる。

【0007】本発明は、上記事情に鑑みてなされたものであり、医療処置情報の集積を自動的に行うことにより、情報蓄積にかかる時間を削減するとともに、誤りのないカルテ管理業務を実現する医療情報システムを提供することを目的とする。特に、患者取り違えを未然に防止することが可能な医療情報処理システムの提供を目的とする。

【0008】

【課題を解決するための手段】本発明は、患者の体腔内等の被検部位を観察し内視鏡画像情報を得る内視鏡装置と、前記患者に医療処置を施す手術装置と、前記患者に係わる患者情報を入力する入力手段とのうち少なくとも一部の複数の装置で得られる情報を含むカルテ情報を生成する医療情報処理システムにおいて、前記患者に接触して利用される前記内視鏡装置及び手術装置を含む医療機器からの情報を収集する第 1 のコントローラと、前記第 1 のコントローラに接続され、患者を特定する情報を入力する前記入力手段と、患者を特定する情報及びカルテ情報を蓄積する患者情報蓄積手段と、患者に接触して利用される前記医療機器と同様の医療機器からの情報を収集する前記第 1 のコントローラとは別の医療区域に夫々設けられた少なくとも 1 つの他のコントローラと、前記第 1 のコントローラと前記他のコントローラと前記患者情報蓄積手段とを接続する通信手段とを有し、前記第 1 のコントローラは、前記患者情報蓄積手段から読み出した患者を特定する情報と、前記入力手段から入力された患者を特定する情報とを照合し、且つ、前記他のコントローラで前記患者と同一の患者を特定する情報が検出されていないことを確認できた場合に、前記照合で一致した患者に関連したカルテ情報を前記患者情報蓄積手段から読み出すようにした。

【0009】本発明によれば、複数の手術室等の医療区域に夫々設置してある複数のコントローラで、各コントローラの入力手段から入力した患者を特定する情報（以下、患者情報と言うことがある）と前記患者情報蓄積手段から読み出した患者を特定する情報とを照合した結

果、複数のコントローラで照合できた場合はそれは間違い（取り違えの可能性有り）と判断でき、前記患者情報蓄積手段からの患者のカルテ情報の読み出しを禁止するなどの措置をとることができる一方、1つのコントローラでのみ照合できた場合は、取り違え等の間違いが発生していないものと判断して、前記患者情報蓄積手段から照合できた患者のカルテ情報を読み出せるようにした。その結果、患者本人に関連したカルテ情報を、異なるところで手術等を受ける患者と取り違えを起こすことなく、患者情報蓄積手段から読み出すことができる。

【0010】

【発明の実施の形態】発明の実施の形態について図面を参照して説明する。図1は本発明の一実施の形態の医療情報処理システムの全体構成を説明する説明図を示している。

【0011】図1に示すように、本実施の形態の医療情報処理装置は、手術室等の拠点に設置され、第1の手術室70で発生する医療機器情報（内視鏡装置情報や手術装置情報）及び患者情報を含む各種医療情報を得る第1のコントローラ1と、手術室70内に配置され、患者106の体腔内等の被検部位を観察し内視鏡画像情報を得て第1のコントローラ1に供給する内視鏡装置11と、手術室70内に配置され、前記患者16に手術を含む医療処置を施し医療処置情報を第1のコントローラ1に供給する手術装置13と、前記内視鏡画像情報を表示する表示装置12と、患者の血圧や脈拍等の生体情報を取得し第1のコントローラ1に供給する生体モニター装置19と、前記手術室70とは遠隔した地点に配置され、前記第1のコントローラ1で得られた各種医療処置情報を集積しカルテを生成する手術部サーバ2と、第2の手術室71、第3の手術室72に夫々設置された図示しない第2のコントローラ、第3のコントローラと、前記手術部サーバ2とは別の拠点に設置され、前記手術部サーバ2で得られたカルテ情報（病状や、投薬などの医療処置情報）を患者別に取り込んで整理統合し集積する患者情報蓄積手段としての院内サーバ3と、院内サーバ3に接続されて、患者登録情報を入力する患者登録端末22と、前記第1、第2、第3のコントローラに接続されて、患者を特定する情報を入力するための入力手段である入力装置（キーボード、磁気カードリーダー、バーコードリーダー等）7と、第1のコントローラからの出力により内視鏡画像、手術装置情報、患者情報、サムネイル画像、医師の所見等を集約して表示する表示装置18と、前記第1のコントローラ1、第2のコントローラ、第3のコントローラと前記手術部サーバ2との間及び前記手術部サーバ2と前記院内サーバ3との間を接続する通信手段としての通信回線4、通信回線5と、を有して構成されている。

【0012】上記内視鏡装置11、表示装置12、手術装置13などの医療機器はサブコントローラ14内に纏

められており、該サブコントローラ14には医療機器に対して制御指示をだすためのタッチパネル15が接続されている。

【0013】さらに、テレビ会議装置等を有して各手術室の状態や医療処置の観察及び医療処置の指示を行うカンファレンス室73が前記複数の手術室70、71、72と同様に前記通信回線4に接続され、一方インターネットを通して外部の病院等と情報交換を行うためのWEBサーバ21が通信回線5に接続されている。

【0014】手術室70内には、第1のコントローラ1に接続されて、室内の状況を撮影するたの室内カメラ20が配設されている。室内カメラ20は、カンファレンス室73の医師と手術室70、71又は72の担当医師がテレビ会議装置を用いて会話しながら手術等を実行していく場合などに、カンファレンス室の医師からの撮影位置の指示などに基づいてカメラアングルをコントロールできるようになっている。

【0015】なお、前記通信回線4、5は、公衆回線、専用回線、LAN（構内通信網）等のどのような通信回線でもよい。

【0016】上記の第2の手術室71、第3の手術室72は、第1の手術室70と同構成であり、説明を省略してある。また、前記院内サーバ3は、前記手術部サーバ2と同一拠点に設置されてもよい。

【0017】サブコントローラ14は、患者の体腔内等の被検部位を撮像し内視鏡画像を含む映像信号を得る内視鏡装置11と、この内視鏡装置11で得られた映像信号を抽出する表示装置12と、例えば電気メス装置、気腹装置、超音波手術装置等の手術装置13とを有し、前記手術装置13を制御したり、前記手術装置13による測定情報等の手術室装置情報を取得する。このサブコントローラ14には、前記手術装置13に対する制御指示等を前記サブコントローラ14へ入力するためのタッチパネル15等の手術装置制御入力手段が接続されている。

【0018】前記サブコントローラ14から与えられる手術室装置情報及び生体モニター装置19から得られる患者情報は、通信回線を介して第1のコントローラ1に集積され、他の拠点にある手術部サーバ2へ伝送される。

【0019】前記内視鏡装置11から得られた映像信号や、手術室内の風景を撮像する室内カメラ20から得た映像信号は、第1のコントローラ1を介し通信回線4を経てカンファレンス室73に伝送されたり、第1のコントローラ1を介して信号伝達装置17に入力され、通信回線6を介して外部に伝送される。

【0020】手術室70は、第1のコントローラ1が得た手術室装置情報、及び院内サーバ3に基づいて手術部サーバ2から得た術前の画像や病歴などの患者情報や、前記信号伝送装置17が院外の他拠点から受信した情報

を表示する表示装置 18 を有している。手術部サーバ 2 は、通信回線 5 を介して院内サーバ 3 及び WEB サーバ 21 と接続されている。院内サーバ 3 には、病院の患者登録端末 22 からの患者登録情報と、各患者に関連する病歴及び医療処置情報や医療画像情報などのカルテ情報が蓄積されている。手術部サーバ 2 は、前記院内サーバ 3 から手術を行う患者の氏名や生年月日などの登録情報、患者に係わる診療記録（病歴や医療処置）及び医療画像を通信回線 5 を介して読み出す。

【0021】尚、図 1 では、入力装置（キーボード、磁気カードリーダー、バーコードリーダー等）7 を第 1 のコントローラ 1 に接続したが、これに限定されるものでなく、サブコントローラ 14 に入力装置 7 を接続し、サブコントローラ 14 から患者情報を第 1 のコントローラ 1 に送る構成にしても良いことは言うまでもない。

【0022】図 2 は図 1 における第 1 のコントローラ 1 の構成を示すブロック図である。図 2 に示すように、第 1 のコントローラ 1 は、このコントローラ 1 の各部を制御するプロセッサ 51 と、このプロセッサ 51 が実行するソフトウェアや前記内視鏡画像及び前記手術室の情報並びに前記患者情報等のデータを格納したり、プロセッサ 51 の作業領域を確保するためのハードディスク 52 及びメモリ 53 と、前記表示装置 18 を駆動する映像信号を生成する表示制御部 54 と、前記生体モニター装置 19 やサブコントローラ 14 と接続され、生体情報及び手術装置情報等を伝送する通信インタフェース 56 と、前記信号伝送装置 17 との間で内視鏡画像を含む映像情報を入出力する映像信号入出力回路 57 と、前記通信回線 4 との間で情報を伝送する通信インタフェース 58 を有して構成されている。

【0023】前記プロセッサ 51 は、前記ハードディスク 52 及びメモリ 53 に格納されるソフトウェアとともに、前記通信インタフェース 56、58 を介して患者個別に入力される患者情報、生体情報、手術装置情報等を集積する情報集積部 51a と、この情報集積部 51a により集積された情報を編集して表示装置 18 に表示される画面情報を生成する表示情報生成部 51b と、集積された情報を編集してカルテを生成するカルテ生成部 51c 等を有している。

【0024】前記映像信号入出力回路 57 は、入力されるアナログ映像信号をデジタル映像信号に変換する A/D 変換部 57a と、デジタル映像信号をアナログ映像信号に変換して出力する D/A 変換部 57b と、前記 A/D 変換部 57a を介して入力された映像信号を復号したり、この入力された映像信号のうちから所望の内視鏡画像信号を抽出したり、出力しようとする映像信号を符号化して D/A 変換部 57b へ与える機能を有する映像信号符号復号部 57c と、この映像信号符号復号部 57c 等の映像信号入出力回路 57 各部を制御する制御部 57d を有して構成されている。

【0025】なお、例えば、ハードディスク 52 は、ハードディスクに限らず、例えば光磁気ディスク等の他の記憶手段であってもよい。

【0026】図 3 は表示装置 18 に表示される集約情報画面の表示例を示す図である。図 3 に示すように、前記第 1 のコントローラ 1 からの出力により前記表示装置 18 へ抽出される集約情報画面 61 には、内視鏡画像を表示する内視鏡画像エリア 62 と、内視鏡画像の画素を間引く等して縮小した複数のサムネイル画像を表示するサムネイル画像エリア 63 と、患者情報を表示する患者情報エリア 64 と、手術装置情報を表示する手術装置情報エリア 65 等が配置されている。

【0027】次に、以上に述べた本発明実施の形態の作用を説明する。第 1 のコントローラ 1 には、入力装置（キーボード、磁気カードリーダー、バーコードリーダー等）7 が接続されており、図 3 の患者情報エリア 64 中のカルテナンバー（ID ナンバー）及び氏名を入力するようになっている。コントローラ 1 は、前記入力装置 7 で入力された患者情報をもとに手術部サーバ 2 を介して院内サーバ 3 に蓄積された患者の診療記録及び術前画像（MR、CT、X 線画像等）を読み出し、前記表示装置 18 の前記サムネイル画像エリア 63 と患者情報エリア 64 に関連する情報を表示する。

【0028】第 1、第 2、第 3 の各手術室 70、71、72 の入力装置で患者情報（氏名、ID コード）を入力したとき、院内サーバ 3 内の所定の領域に各手術室ごとに入力された患者情報が書き込まれるようになっている。即ち、各手術室 70、71、72 の患者情報が院内サーバ 3 の中に全て蓄えられているので、第 1 の手術室 70 内の第 1 のコントローラ 1 がこの院内サーバ 3 を参照することによって、第 1 のコントローラ 1 に入力した患者情報が、隣りの第 2 の手術室 71 や第 3 の手術室 72 で入力した患者情報と同じであるか否かを容易に判断することができる。

【0029】手術室 70 内の第 1 のコントローラ 1 は、入力装置 7 から入力された患者の氏名及び ID コードと、院内サーバ 3 から読み出した別の手術室 71、72 に設置された第 2、第 3 の他のコントローラに入力された患者の氏名及び ID コードとが一致する場合は、複数の手術室に同一の患者が検出されるという入力ミス（患者取り違えを起こす可能性有り）が発生しているとみなし、前記表示装置 18 の患者情報エリア 64 の患者情報（例えば ID ナンバー）の表示窓を点滅させて、異常を示す表示を行う。

【0030】この時、同時に院内サーバ 3 から、サムネイル画像エリア 63 と患者情報エリア 64 と手術装置情報エリア 65 などの患者と密接に関連する静止情報を取り出して表示せずに、ライブの動画像である内視鏡画像エリア 62 のみ表示するようにしてもよい。これは次のような理由による。即ち、カンファレンス室 73 の医師

と手術室の担当医師がテレビ会議装置（室内カメラ 20 を含む）を用いて会話しながら手術等を実行していく場合などに、複数の手術室の各々の複数のコントローラで同一の患者情報が検出されたときに、カンファレンス室 73 或いは各コントローラがその患者のカルテ情報を院内サーバ 3 から読み込んで図 3 に示すように集約画面として表示したとすると、サムネイル画像エリア 63 と患者情報エリア 64 と手術装置情報エリア 65 などのカルテ情報は各室に居る患者のカルテ情報とは異なっている可能性が高く信憑性が低い。これに対して、いま会話をしている手術室での動画像、例えば内視鏡画像というのはその手術室の患者を特定する画像であり、且つカンファレンス室 73 の要望に従って撮影している生の動画像なのでカンファレンス室 73 に送って見れるようにしておく。しかしながら、院内サーバ 3 から患者情報（複数の手術室でダブっているのも間違いの可能性が高い情報）に従って読み出した術前の画像や手術歴などの情報は不確かな情報なので表示しないようにする。

【0031】なお、同一の患者情報が複数の手術室それぞれに置かれた複数のコントローラで同時に検出されたときに、通信回線 4 を介して第 1 のコントローラ 1 が第 2、第 3 の手術室の各コントローラと情報のやり取りを行うことが可能であるので、それら複数のコントローラに同じ患者情報が検出されていることが確認されると、当該複数のコントローラは院内サーバ 3 からその患者のカルテ情報を読み込まないように各コントローラを構成（プログラムによって）することが可能である。逆に、院内サーバ 3 から見て、院内サーバ 3 の所定領域に蓄えられている各手術室ごとに入力された患者情報について同じ患者情報があるときは、複数のコントローラからその患者のカルテ情報を読み込みたいという要求がきてもその読み込み要求には応答することなく読み出しを禁止するように院内サーバ 3 を構成（プログラムによって）することも可能である。

【0032】また、手術室とカンファレンス室との間だけでなく、手術室同士で進捗状況を見ながら手術を進めていく例として移植手術の場合がある。例えば片側の肺を摘出している手術室と肺を移植する側の手術室とで、両方が進捗状況をお互いに通信回線を介して連絡をとりながら実行していく形態である。従って、前述のライブ動画像についてはカンファレンス室に限らず、他の手術室等へ送る構成とすることが望ましい。

【0033】他のコントローラとの患者情報の重複がない正常な状態では、前記第 1 のコントローラは、手術部サーバ 2 を介して院内サーバ 3 より得た患者情報及び術前画像と、手術中に得た内視鏡画像と、手術中に使用した手術装置 13 の記録情報を 1 つの電子ファイルに統合して手術部サーバ 2 に送信する。院内サーバ 3 は、手術部サーバ 2 から前記統合された手術記録の電子ファイルを読み出し、既に蓄積している患者の来院から退院まで

*の電子カルテ情報の中に取り込む。

【0034】前記 WEB サーバ 21 は、病院外とインターネットを介して接続されている。前記手術部サーバ 2 は、前記院内サーバ 3 に蓄えられていた患者情報や術前画像に加えて前記 WEB サーバ 21 から外部の病院に蓄積された該当患者の患者情報や術前画像を読み込み、参照できるようにしている。

【0035】尚、以上述べた本発明は、上述した実施の形態のみに限定されるものではなく、発明の要旨を逸脱しない範囲で種々変形実施可能である。

【0036】〔付記〕

（付記項 1）患者の体腔内等の被検部位を観察し、内視鏡画像情報を得る内視鏡装置と前記患者に医療処置を施す手術装置と前記患者に係わる患者情報を入力する入力手段とのうち少なくとも一部の複数の装置で得られる情報を含むカルテ情報を生成する医療情報処理システムにおいて前記患者に接触して利用される医療機器からの情報を収集する第 1 のコントローラと、前記第 1 のコントローラに接続され、患者を特定する情報を入力する入力手段と、患者を特定する情報を蓄積する患者情報蓄積手段と、前記第 1 のコントローラとこの第 1 のコントローラと同様な機能を有し第 1 のコントローラとは別の医療区域に設けられた少なくとも 1 つの他のコントローラと前記患者情報蓄積手段とを接続する通信手段とを有し、前記第 1 のコントローラは、前記患者情報蓄積手段から読み出した患者を特定する情報と、前記入力手段から入力された患者情報とを照合し、且つ、他のコントローラが前記患者に適応されていない事を確認できた場合に、同一の患者に関連した情報を前記患者情報蓄積手段から読み出す事の特徴とする医療情報処理システム。

【0037】（付記項 2）付記項 1 において、前記第 1 のコントローラは他のコントローラに同一の患者が適応されている場合、ライブの動画像のみ伝送し、患者情報や手術装置の動作状態は伝送しない事の特徴とする医療情報処理システム。

【0038】（付記項 3）付記項 1 において、前記入力手段は磁気カードリーダー、光カードリーダー、IC カードリーダーのいずれかである事の特徴とする医療情報処理システム。

【0039】（付記項 4）付記項 1 において、前記入力手段はキーボードである事の特徴とする医療情報処理システム。

【0040】

【発明の効果】以上述べたように本発明によれば、医療処置情報の集積を自動的に行うことにより、蓄積にかかる時間を削減するとともに、誤りのないカルテ管理業務を実現でき、しかも患者取り違えを未然に防止できる医療情報処理システムを実現することが可能となる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の一実施の形態の医療情報処理システム

の全体構成を説明する説明図。

【図2】図1における第1のコントローラの構成を示すブロック図。

【図3】集約情報画面の表示例を示す説明図。

【符号の説明】

1...第1のコントローラ

3...院内サーバ(患者情報蓄積手段)

4, 5...通信回線

*7...入力装置(入力手段)

11...内視鏡装置

13...手術装置

16...患者

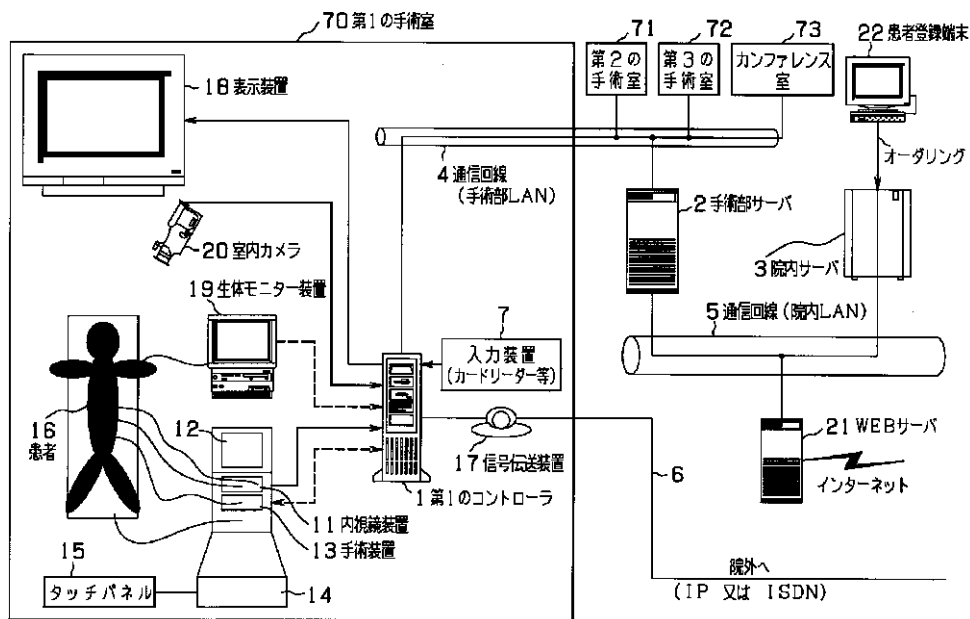
18...表示装置

19...生体モニター装置

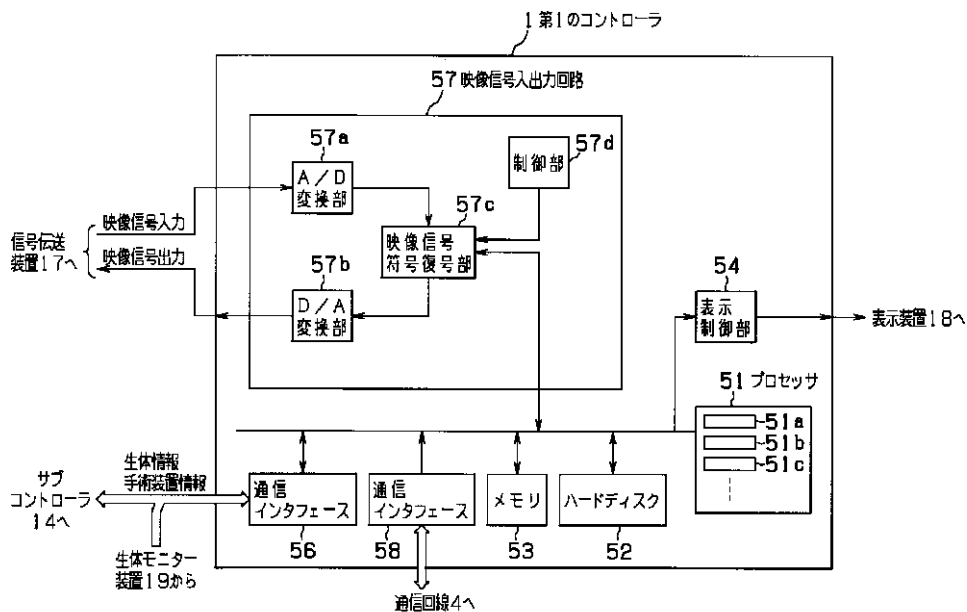
70, 71, 72...第1, 第2, 第3の手術室

*

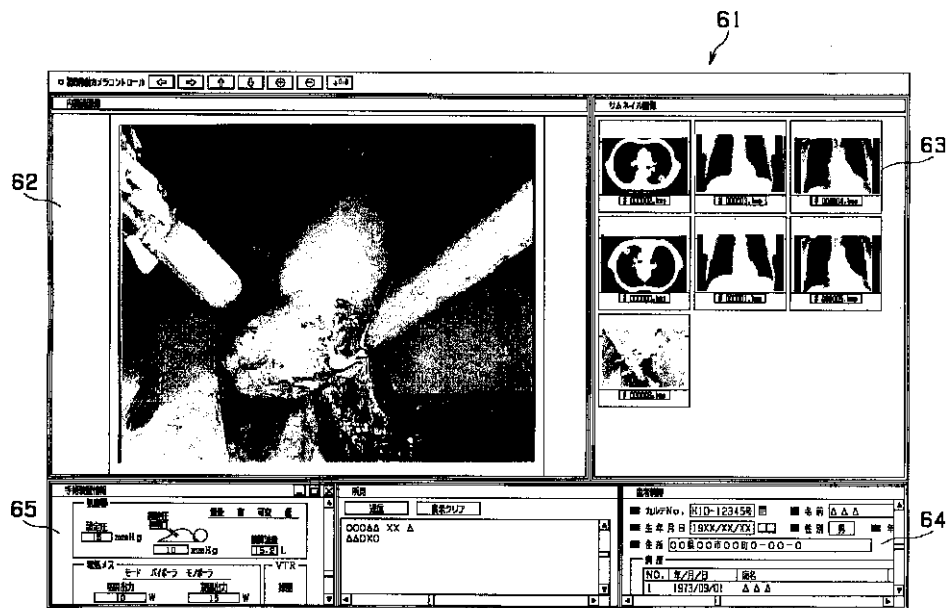
【図1】



【図2】



【図3】



フロントページの続き

F ターム(参考) 4C061 AA00 BB01 CC06 DD00 JJ19
 NN03 NN05 NN07 UU01 YY13
 YY18
 4C341 KL10
 5B050 AA02 BA10 BA15 EA18 FA02
 FA19 GA08

专利名称(译)	医疗信息处理系统		
公开(公告)号	JP2003070733A	公开(公告)日	2003-03-11
申请号	JP2001264856	申请日	2001-08-31
[标]申请(专利权)人(译)	奥林巴斯株式会社		
申请(专利权)人(译)	オリンパス光学工業株式会社		
[标]发明人	内久保明伸		
发明人	内久保 明伸		
IPC分类号	A61B1/04 A61G12/00 G06Q50/22 G06Q50/24 G06T1/00 G16H10/60 G06F17/60		
FI分类号	A61B1/04.370 A61G12/00.L G06F17/60.126.K G06F17/60.126.Q G06T1/00.200.B A61B1/00.640 A61B1/00.685 A61B1/04 A61B1/045.621 G06Q50/22 G06Q50/24 G06Q50/24.110 G06Q50/24.140 G16H10/60 G16H30/00 G16H40/60		
F-TERM分类号	4C061/AA00 4C061/BB01 4C061/CC06 4C061/DD00 4C061/JJ19 4C061/NN03 4C061/NN05 4C061/NN07 4C061/UU01 4C061/YY13 4C061/YY18 4C341/KL10 5B050/AA02 5B050/BA10 5B050/BA15 5B050/EA18 5B050/FA02 5B050/FA19 5B050/GA08 4C161/AA00 4C161/BB01 4C161/CC06 4C161/DD00 4C161/JJ19 4C161/NN03 4C161/NN05 4C161/NN07 4C161/UU01 4C161/YY07 4C161/YY13 4C161/YY15 4C161/YY16 4C161/YY18 5L099/AA23 5L099/AA26		
代理人(译)	伊藤 进		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

要解决的问题：提供一种医疗信息处理系统，该系统自动累积医疗信息以减少累积所需的时间，并且无误地实现临床记录的管理，尤其是防止医务人员将患者误认为是另一个人。解决方案：当分别配备在多个手术室等中的多个控制器中的第一手术室70中的第一控制器1时，参考指定从医院内服务器3读出的患者16的信息，通过以下方式累积医疗记录信息：当第一控制器1确认其他手术室71,72中的另一个控制器未检测到指定与患者16相同的患者的信息时，第一控制器1读出患者信息从输入装置7输入的患者信息。患者16的医疗记录信息在来自医院内服务器3的参考中匹配。当与其他手术室71,72中的控制器检测到与患者16相同的患者的信息时，控制器1不读出来自院内服务器3的医疗记录信息。

